

メール件名：

・「ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン（R4.11.22）」

ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン

第174号 令和4年11月22日

1 しいたけの原産地表示の制度が変わりました！

しいたけの原産地表示の新しい制度についてお知らせします。

しいたけはこれまで、他の農産物と同様に採取した場所を原産地として表示することになっていましたが、令和4年3月30日の食品表示のルール改正により、原木または菌床培地に種菌を植えた場所(植菌地)を原産地として表示することとなりました。

しいたけは他の農産物と異なり、しいたけの畑ともいえる原木または菌床培地に植えた場所(植菌地)と、シイタケを採取した場所が異なる場合があります。近年では、海外から菌床を輸入し、国内で育てて採取したしいたけを「国産」として出荷する例が増えています。従来の表示方法では、このような輸入菌床由来のしいたけと、国産菌床由来のしいたけとを区別することができませんでした。

新しい制度では消費者により正確な情報を提供するため、植菌地を原産地として表示することとなりました。

◆しいたけの原産地表示について、詳しくはこちらをご確認ください。(林野庁ホームページ)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/syouhisyanominasamahe.html>

◆しいたけの原産地表示に関するイラスト入りチラシ(林野庁ホームページ)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/attach/pdf/syouhisyanominasamahe-2.pdf>

2 県が実施した食品の検査結果をお知らせします。

県では、県民の皆さんの食卓の安全を守るため、「岐阜県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する食品について、残留農薬等の検査を定期的に行い、食品の基準が守られているかどうか確認しています。

10月は、野菜や果実、玄米、牛乳など、27食品(4,243項目)について実施した結果、すべて適合していました。

詳しい結果については、下記リンクをご参照ください。

◆10月検査結果(岐阜県ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/325007.pdf>

◆残留農薬検査結果のバックナンバーについてはこちら(岐阜県ホームページ)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/904.html>

○添付ファイル(PDF)を開くには AcrobatReader が必要です

お持ちでない場合は、以下よりダウンロードしてください。

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

○メールマガジンのバックナンバーはこちら

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1364.html>

○配信中止・配信先変更

<mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp> までお知らせください。

[ぎふ食卓の安全・安心メールマガジン]

編集・発行：岐阜県健康福祉部生活衛生課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

電話：058-272-8284 FAX：058-278-2627

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp
